

安全運転管理者情報 NO.10

10月までいける? いえ黄色はもうとまれ

「令和7年 交通事故防止実践スローガン」

道路交通法第7条では、
信号機の信号等に従う義務
が、定められています。



道路を通行する歩行者または車両等は、信号機の表示する信号または警察官等の手信号等に従わなければならない。

▶ 罰則

○運転者…3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金

○歩行者…2万円以下の罰金又は料料

▶ 違反点…2点(信号無視)

▶ 反則金…○赤色等信号無視

大型	12,000円	普通	9,000円
----	---------	----	--------

二輪	7,000円	原付	6,000円
----	--------	----	--------

○点滅信号無視

大型	9,000円	普通	7,000円
----	--------	----	--------

二輪	6,000円	原付	5,000円
----	--------	----	--------



なにかと慌ただしい季節ではありますが、、

○急いでいると、**信号を見落とし**たり、**交差点に無理に進入**したりといったことをしがちです。時間も気持ちもゆとりある運転に努めましょう。

○交差点での右左折時には、信号の色が青色でも、**横断歩道上の歩行者**に注意しましょう。